6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除
②　契約保証金　納付
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書若しくは技術提案書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　手続きにおける交渉の有無　有
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑺　関連情報を入手するための照会窓口　上記5⑴に同じ。
⑻　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記2⑵に掲げる一般競争参加資格の認定（再認定）を受けていない者も上記5⑶により競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、2次審査を受ける技術提案者の選定の時までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑼　詳細は入札説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Keiichiro Hashimoto, President of Metropolitan Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction Work of the nitrogen dioxide removal system for tunnel air at the Central Circular Shinagawa Route
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 27 September 2011
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 3 : 00 P.M. 29 November 2011 (Tenders submitted by mail : 4 : 00 P.M. 28 November 2011) (Note that this may be subject to change)
⑹　Contact point for tender documentation : Accounting and General Affairs Group, Tokyo Construction Bureau, Metropolitan Expressway Company Limited, 1―6―3, Osaki, Shinagawa-ku, Tokyo 141―0032, TEL 03―5434―7836

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

357号お台場中央連絡橋工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格又は異工種建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」「異工種建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成23年8月25日
関東地方整備局長　下保　　修
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　工事名　357号お台場中央連絡橋工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　東京都江東区青海1丁目地先
3　工事内容
設計概要
連絡橋設置工　1式
・連絡橋下部工　1式
・連絡橋上部工（エレベーター塔屋接続部を含む）1式
・付属施設工　1式
エレベーター塔屋工　1式
エレベーター設置工　1式
附帯工　1式
施工概要
連絡橋設置工　1式
・連絡橋下部工　1式
・連絡橋上部工（エレベーター塔屋接続部を含む）1式
・付属施設工　1式
エレベーター塔屋工　1式
エレベーター設置工　1式
附帯工　1式
工期　契約の翌日から平成25年11月30日まで
4　申請の時期
平成23年8月25日から平成23年9月26日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成23年9月27日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（平成23年12月29日から平成24年1月3日）を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」又は「競争参加資格審査申請書（異工種建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成23年8月25日から　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2―1さいたま新都心合同庁舎2号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525において特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。
①　特定建設工事共同企業体にあっては特定建設工事共同企業体協定書（甲）、異工種建設工事共同企業体にあっては特定建設工事共同企業体協定書（乙）（6⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　6⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成23年8月25日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式―2を使用すること。）。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
6　特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月1日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年10月1日付け公示」という。）5（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体については、平成22年10月1日付け公示6の（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2社又は3社の組合せとする。
①　次に掲げる一般競争参加資格の条件のうち該当する認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
㋐　一般土木工事の施工を担当する構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
㋑　技術提案により鋼橋上部工事の施工を担当する構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
㋒　技術提案によりプレストレスト・コンクリート工事の施工を担当する構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。